

鹿 児 島 県 公 報

平成27年 6 月 16 日（火）第3119号の 2



発 行 鹿 児 島 県
〒890-8577 鹿児島市鴨池新町10番1号
編 集 総 務 部 学 事 法 制 課
定例発行日（毎週火，金）

目 次

(※については例規集掲載事項)

ページ

告 示

○口永良部島（新岳）噴火による被災者に係る県税の納期限等の延長（税務課取扱い） 1

告 示

鹿児島県告示第587号

鹿児島県税条例（昭和38年鹿児島県条例第23号。以下「条例」という。）第14条第2項の規定により，地方税法（昭和25年法律第226号）又は条例に定める申告，申請，請求，届出その他書類の提出（不服申立てに関するものを除く。）又は納付若しくは納入に関する期限（以下「納期限等」という。）のうち，平成27年5月29日以降に到来する納期限等で，次に掲げる地域に住所，主たる事務所若しくは事業所又は県税の納税地を有する者に係るものについては，別に告示で定める期日まで延長する。

なお，個人の県民税の納期限等については，同税に併せて課される個人の市町村民税の納期限等の処置の例による。

平成27年 6 月 16 日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

指定地域

屋久島町のうち口永良部島